新たな管理型産業廃棄物最終処分場の建設についての質疑応答(Q&A)集

平成30年2月1日に開催された第6回の「新たな管理型最終処分場候補地選定委員会」(以下「候補地選定委員会」という。)において新たな管理型最終処分場の最終候補地3箇所が選定されて以降、3箇所の所在する自治体の首長、議会及び住民の皆様に、最終処分場の必要性や安全性、候補地選定の過程などについてご説明させていただいてまいりました。そのなかで、最終処分場に対する不安の声を含めて様々なご意見、ご質問をいただきました。

こうしたご意見等につきましては、説明の場においてお答えさせていただいたところですが、より具体的でわかりやすくお伝えすることにより皆様に理解を深めていただくことができますよう、このたび、最終処分場の構造や安全性、候補地の選定過程、今後の進め方などについて、これまでの説明の場等で頂戴したご意見等に対する県の考え方を含め、改めて整理いたしました。

県としましては、新たな施設の整備に当たりましては、皆様のご理解が重要であり、最終処分場の必要性や安全性などについて、より多くの皆様に正確な情報をお伝えすることが必要であると考えています。

最終処分場に対しまして不安に思われることやご疑問な点などがありましたら、是非お聞かせいただきたいと存じます。

○お問い合わせ先

高知県林業振興•環境部環境対策課

TEL: 088-821-4595 FAX: 088-821-4520

メールアドレス: 030801@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページ: http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030801/

目 次

1	産業廃棄物の処埋の状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Q1	産業廃棄物とはどのようなものですか。
Q2	県内の産業廃棄物の状況はどのようになっていますか。(リサイクル、最終処分の状況
Q3	もっとリサイクルを進めて、廃棄物の発生を避けることはできないのですか。
Q4	廃石膏ボードのリサイクルにはどのように取り組んでいるのですか。
Q5	廃棄物を埋め立てる最終処分場にはどのようなものがありますか。
Q6	高知県には産業廃棄物の最終処分場はどのくらいありますか。
2	エコサイクルセンター (日高村) についてP7
Q7	エコサイクルセンターはどのような施設ですか。
Q8	エコサイクルセンターはどのような構造、設備となっているのですか。
Q9	処分場の底面部は、なぜコンクリートでなく、ベントナイトにしているのですか。
Q10	エコサイクルセンターでは、どのような廃棄物を受け入れているのですか。有害なものはないのですか。
Q11	決められた廃棄物以外の物が持ち込まれることはないのですか。
Q12	平成 28 年度に発生したエコサイクルセンターの発煙事象の原因は何だったのですかその再発防止にはどのように取り組んでいますか。
Q13	発煙の原因となった鉱さいについて、同様の事象はそれまでにはなかったのですか。
Q14	発煙の原因となった鉱さいの処理は、現在はどうしているのですか。
Q15	発煙事象以外に、これまで事故はなかったのですか。
Q16	エコサイクルセンターの埋立終了時期の見込みは何年ごろですか。
Q17	エコサイクルセンターの延命化をどのように進めていくのですか。
3	新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備について·····P15

Q18 なぜ新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備が必要なのですか。

Q20 県内に新たな施設を整備するのではなく、県外で処分すれば良いのではないです

Q19 エコサイクルセンターの拡張や増設はできないのですか。

か。

- Q21 エコサイクルセンターは、当初 20 年間の埋立期間を想定していたものが 10 年ほどで 満杯になると見込まれるとのことですが、当初の見込みが甘かったのではありませ んか。
- Q22 新たな最終処分場の整備·運営主体はどこになるのですか。
- Q23 新たな最終処分場は、どのような施設になるのですか。
- Q24 新たな最終処分場ではどのような廃棄物を受け入れるのですか。
- Q25 エコサイクルセンターにある医療廃棄物処理施設は、新たな最終処分場に整備する ことはないのですか。
- Q26 今後、増加が見込まれている太陽光パネルの廃棄物は受け入れ対象になるのですか。

|4 新たな管理型産業廃棄物最終処分場の安全性について······P20|

<水質への影響について>

- Q27 新たな最終処分場が建設されることにより周辺の水質が悪化する心配はありませんか。
- Q28 埋め立てた廃棄物はずっと残りますが、遮水シートの耐久性は大丈夫ですか。
- Q29 地下水や河川が汚染されていないことをどのように確認するのですか。万が一、汚染がわかった場合はどのように対応するのですか。
- Q30 地下水や井戸水、河川などの水質の確認はいつまで行うのですか。

<悪臭、粉じん、ガス等の影響について>

- Q31 悪臭や粉じん等の公害の発生はないのですか。
- Q32 廃石膏ボードから有害なガスが出ることはないのですか。
- Q33 廃石綿等はずっと埋まったままになりますが、心配はないのですか。

<搬入物の管理について>

Q34 危ないものが持ち込まれる恐れはないのですか。また、運搬車両にシートをかけて、 有害物を隠して持ち込んでくる恐れはないのですか。

<自然災害の影響について>

- Q35 新たな最終処分場を整備する際には、広い面積を造成することになりますが、大雨が 降った時の増水は心配ないのですか。
- Q36 南海トラフ地震が来たら施設に被害が出て、汚水が漏れ出してくるのではないですか。
- Q37 大きな地震などで配管のジョイント部分が外れたりするような心配はないのですか。

くその他>

- Q38 建設工事に伴う工事車両や、施設完成後に最終処分場への搬入車両が集落内を通行することにより、周辺の住民生活に影響が出るのではないですか。
- Q39 園芸作物などに関する風評被害が心配ですが。

5 管理型産業廃棄物最終処分場の埋立て終了後について·····P27

- Q40 埋立てが終わったら施設の管理はどうなるのですか。
- Q41 埋め立てた廃棄物はどうなるのですか。そのままの状態で残り続けるのですか。
- Q42 施設が廃止された後、安全ということになれば、後は放置しておくのですか。
- Q43 地下水や井戸水、河川などの水質の確認はいつまで行うのですか。【Q30の再掲】
- Q44 施設廃止後の跡地はどのように利用されるのですか。

6 候補地の選定について・・・・・・P29

- Q45 最終候補地の3箇所の具体的な場所はどこですか。
- Q46 最終候補地はどのように選定したのですか。
- Q47 新たな最終処分場は、産業廃棄物の排出量が多い市町村に整備すればよいのではないですか。
- Q48 最終候補地は、公募のあった4箇所の中から選べば良かったのではないですか。
- Q49 最終候補地の流域面積はどれくらいですか。また、現在どれくらいの水量の水が流れているのですか。
- Q50 候補地の選定には、住民を参加させるべきではなかったですか。最終候補地として選定するまでに、その地元にはあらかじめ説明をするべきではなかったですか。
- Q51 エコサイクルセンターの建設の際、日高村を二分した大騒動になったが、その経験を 生かすべきではないのですか。
- Q52 住民説明会は何回くらい開催するのですか。
- Q53 説明会に参加できていない人に対しても、説明内容をお知らせする手立てを考えるべきではないですか。(ホームページに掲載しただけでは見ることができない人もいます。)

- Q54 住民説明会の後は、どのように進めていくのですか。
- Q55 地元合意についてはどのように考えているのですか。

Q56	最終候補地3箇所の中から建設予定地として1箇所が決定した場合、残る2箇所は次の施設の候補地として残っていくのですか。
8 3	新たな最終処分場の施設建設について·····P38
~ = =	45-50 o 35-50 (- Trito 7 t0 88 (+ 1) o 7 (> + 1) Trito 1

- Q57 施設の建設に要する期間はどの<らい必要ですか。
- Q58 建設用地の取得や進入道路の確保はどのように進めていくのですか。
- Q59 新たな最終処分場の整備に関する事業費はどのくらいを見込んでいるのですか。

9 その他·····P39

- Q60 新たな最終処分場が整備される地元へのメリットはどのようなことが考えられるのですか。
- Q61 最終処分場を受け入れることになれば、これから先、その場所に住み続けることを不安に思う人も出てくるのではないですか。

産業廃棄物の処理の状況について

Q1 産業廃棄物とはどのようなものですか。

A1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え 殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、 固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)と定められ ています。

廃棄物は、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の2つに分けられます。

産業廃棄物は、製造工場等の事業活動に伴って排出される燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、 廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず等の廃棄物のほか、工事現場等の特定の事業活動に伴う廃棄物(紙くず、木くず、がれき類等)など 20 種類に分類されています。

一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物で、日常生活から排出されるごみや粗大ごみ等のほか、会社の事務室等から出る紙くずや残飯などが含まれます。

【参考】 産業廃棄物の種類と具体例

	種類	具 体 例			
	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他焼却かす			
	(2) 汚 泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥等			
あ	(3) 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等			
らゆ	(4) 廃 酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液			
る	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液等、すべてのアルカリ性廃液			
事業	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等、固形状・液状のすべての合成 高分子系化合物			
活動	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず			
1=	(8) 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くず等			
伴うも	(9) ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生じるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、廃石膏(廃石膏ボードから紙を取り除いたもの)等			
の	(10) 鉱さい	鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等			
	(11) がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片その他これらに類する不要物			
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は 産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの			
特定	(13) 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、制加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず			
の事業活	(14) 木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材又は木製品製造業(家具製品製造業)、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット等			
動に	(15) 繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる 木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず			
伴う	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣の あら等			
も の	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥			
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、にわとり等のふん尿			
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、にわとり等の死体			
(20)	20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(例えばコンクリート固型化物)				

※ 新たな管理型産業廃棄物最終処分場では、これらのうち腐敗物や有害物を含まない主に7種類の廃棄物を受け入れることとしています。詳しくは A10、A24 をご参照ください。

Q2 県内の産業廃棄物の状況はどのようになっていますか。(リサイクル、最終処分の状況)

A2 平成 26 年度に県内で排出された産業廃棄物は 1,144 干tとなっています。そのなかで排出量が最も多い汚泥のうち、下水処理場の処理過程等で生じる汚泥等は、脱水により減量された後、セメント原料や堆肥等にリサイクルされています。

2番目に排出量が多いがれき類のうち、工作物の解体等で生じるコンクリート片等は、破砕された後、建築資材として、3番目に排出量が多い燃え殻のうち、石炭灰等(73 千t)はセメント原料として、それぞれリサイクルされています。

なお、汚泥、がれき類や燃え殻等の中でもリサイクルできない状態のものは、最終的に は埋立処分が行われています。

高知県内で発生した産業廃棄物の処理・処分方法のなかで、再生利用量が占める割合は 65.2% (746 千t、全国では 42.0%)、最終処分量が占める割合は 3.7% (42 千t、全国では 3.9%)となっています。(詳しくは、次ページをご参照ください。)

エコサイクルセンターにおいて受入量が多い鉱さい(鋳造製品の鋳型として使われた「廃鋳物砂」等)(平成 28 年度実績は 4,358tで全受入量 12,235tの 35.6%を占める。)及び廃石膏(廃石膏ボードから紙を取り除いたもの)(平成 28 年度実績は 3,400tで全受入量 12,235tの 27.8%を占める。)については、県内でのリサイクル技術や受け入れ体制が十分に確立されていないこともあり、最終処分される割合が高くなっています。

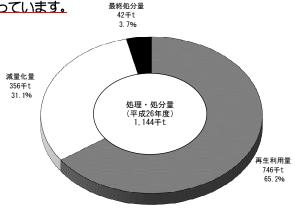
なお、廃石膏ボードについては、本県が進める老朽住宅除却事業等により、今後、解体 される空き家の増加が見込まれることや、南海トラフ地震対策における建築物の耐震化 の進展を考慮すると、将来的に排出量の増加が見込まれるところです。

※ 産業廃棄物のリサイクルの推進については、A3、A4をご参照ください。

【参考】 高知県における産業廃棄物の処理・処分量(H26)

建設資材や製品原料等にリサイクルされた再生利用量は 746 千トン(処理・処分量全体の 65.2 パーセント)、脱水や焼却により中間処理された減量化量は 356 千トン(同 31.1 パーセント)、最終処分量は

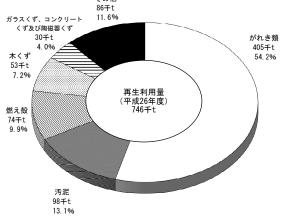
42 千トン(同 3.7 パーセント)となっています。



※ 出典:「産業廃棄物に関する実態調査」(高知県が5年に1度実施)

【参 考】 高知県における再生利用量の種類別内訳(H26)

再生利用量 746 千トンの内訳は、がれき類が 405 千トンで最も多く、全体の 54.2 パーセントを占めています。次いで、汚泥が 98 千トン(全体の 13.1 パーセント)、燃えがらが 74 千トン(同 9.9 パーセント)、木くずが 53 千トン(同 7.2 パーセント)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずが 30 千トン(同 4.0 パーセント)となっています。



※ 出典:「産業廃棄物に関する実態調査」(高知県が5年に1度実施)

【参 考】 高知県の産業廃棄物の減量化目標

(千t)

							(')
項		平成 26 年度		平成 32 年度		平成32年度	
垻		(基準)	割合	(推計)	割合	(目標)	割合
排出量	_	1, 144	100%	1, 159	100%	1, 155	100%
処理	再生利用量	746	65. 2%	742	64. 0%	753	65. 2%
	減量化量	356	31.1%	377	32. 5%	364	31.5%
処分量	最終処分量	42	3. 7%	40	3. 4%	38	3.3%

- 注1) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。
- 注2) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、表中の量で計算した値とは一致しない場合があります。
- ※ 出典:「第4期高知県廃棄物処理計画」

Q3 もっとリサイクルを進めて、廃棄物の発生を避けることはできないのですか。

A3 産業廃棄物は排出事業者に処理責任があります。それぞれの事業者においては、産業 廃棄物の排出抑制に取り組んでいかなければなりませんが、そのうえで出てきた産業廃 棄物は適正に処理していただく必要があります。

県としましては、ただ単に出てきた廃棄物は全て埋立処分する必要があるから最終処分場を整備するということではなく、リサイクルできるものはリサイクルしていただくよう、排出事業者にも呼びかけています。

また、産業廃棄物の適正処理が推進されますよう、許可業者への立ち入り検査を行うとともに、広報、普及啓発など、様々な機会を捉えてリサイクルの推進に取り組んでいます。

- Q4 廃石膏ボードのリサイクルにはどのように取り組んでいるのですか。
- A4 廃石膏ボードのうち、新築の際に出る端材などのほとんどは、建材メーカーなどが引き取り、リサイクルされています。

一方、家屋の解体により発生する廃石膏ボードについては、県内にリサイクル処理が可能な工場がないため、リサイクルが進んでいないのが実情です。他県ではリサイクルの動きもあると聞いておりますので、本県においても、リサイクルを進めていくことができますよう検討してまいります。

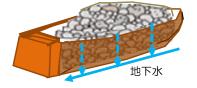
- Q5 廃棄物を埋め立てる最終処分場にはどのようなものがありますか。
- A5 廃棄物を埋立処分するための施設を最終処分場といい、埋め立てられる廃棄物の種類や管理方法の違いにより、次の3種類に分類されています。また、最終処分場のうち、雨水が入らないよう屋根等を有するものを「被覆型処分場」、屋根等を有さないものを「オープン型処分場」と区別する呼び方もあります。
 - ①「安定型最終処分場」は、腐敗物や有害物等が入っていない、性状の安定した5種類の 産業廃棄物(廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くず、がれき類)を地中にそのまま埋め立てることができる処分場です。(※ 高知県内には 12 施設あります。)
 - ②「遮断型最終処分場」は、法律で決められた有害物を含む産業廃棄物(ダイオキシン類、水銀や鉛等の有害物を高濃度で含む燃え殻や汚泥等)を埋め立てることができる処分場です。埋立場所は鉄筋コンクリートにより周辺環境とは遮断された構造となっています。(※中四国にはありません。)

③「管理型最終処分場」は、前記2種類の最終処分場で埋め立てることができる産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てることができる処分場です。埋立場所は水を通さない流水構造となっており、周辺環境に影響を与えないように管理されています。

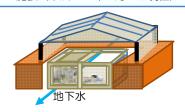
(※高知県内にはエコサイクルセンターのみです。)(詳しくは、A7をご参照ください。)

【参 考】 最終処分場の種類

- ① 安定型最終処分場 【高知県内には12施設あります】
- ○性状の安定 した 5 つの産業廃棄物のみを埋め立て しています
 - (1)廃プラスチック類、(2)ゴムくず、(3)金属くず、
 - (4) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、
 - (5)がれき類



- ② 遮断型最終処分場 【中四国にはありません】※全国では24施設(平成28年4月1日現在)
- 〇法律で決められた<u>有害物を含む</u>産業廃棄物を埋め 立てしています
- 〇埋立場所は、鉄筋コンクリートにより周辺環境と は遮断された構造となっています



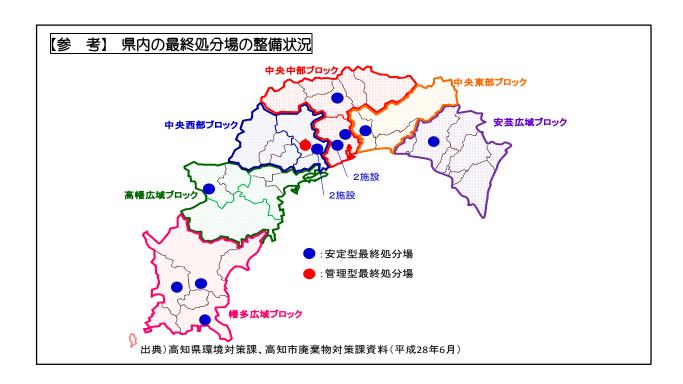
- ③ 管理型最終処分場 【高知県内はエコサイクルセンターのみです】
- 〇法律で決められた<u>有害物を含まない産業廃棄物</u>を 埋め立てしています
- 〇埋立場所の周囲に影響を与えないよう管理されています (水を通さない遮水構造となっています)



Q6 高知県には産業廃棄物の最終処分場はどのくらいありますか。

A6 <u>管理型最終処分場は、エコサイクルセンター1箇所のみです。</u>

安定型最終処分場は、12 箇所(安芸市 1、土佐町 1、南国市 1、高知市 3、いの町 2、梼原町 1、四万十市 1、土佐清水市 1、宿毛市 1)あり、遮断型最終処分場は中四国にはありません。



2 エコサイクルセンター(日高村)について

Q7 エコサイクルセンターはどのような施設ですか。

AT エコサイクルセンターは、日高村に建設され、平成23年10月に開業した主に産業廃棄物を埋立処分する管理型最終処分場であり、上部は屋根で、周囲は壁でそれぞれ覆われているため、埋め立てた廃棄物の雨や風による飛散・流出、埋立作業に伴って発生する粉じんの飛散、重機の稼働に伴う騒音などによる外部への影響はありません。

また、最終処分場内に埋め立てた廃棄物の汚れを洗い流すために実施する散水により発生した汚水は、水処理施設において浄化処理した後、再び最終処分場内への散水に利用しており、最終処分場から外部に水を出さないというクローズドシステムを導入した、環境に配慮した安全な施設です。

受け入れる廃棄物は、定期的に成分分析を行うとともに、抜き打ち検査による成分の確認も行っており、**生活環境に影響を及ぼすような有害物は埋め立てられていません。**

<参考>廃棄物を埋立処分するための施設を最終処分場といい、廃棄物処理法によって次の3種類に分類されます。

周辺環境に影響を及ぼすことがなく性状の安定した廃棄物は安定型最終処分場へ、有害なものは<u>遮断型最終処分場</u>へ、周辺環境に影響を及ぼさないように管理できるものは管理型最終処分場へ埋め立てることになっています。

また、この分類の違いによって、施設の構造や維持管理の基準等も異なります。

そのほか、最終処分場の中でも雨水が入らないよう屋根等を有するものを「<u>被覆型処分場</u>」、 屋根等を有さないものを「<u>オープン型処分場</u>」と区別する呼び方もあります。

- ①性状の安定した5種類の産業廃棄物のみを埋め立てる「安定型最終処分場」
- ②法律で決められた有害物を含む産業廃棄物を埋め立てる「遮断型最終処分場」
- ③上記①及び②の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」
- ※ 詳しくは、**A5**をご参照ください。

Q8 エコサイクルセンターはどのような構造、設備となっているのですか。

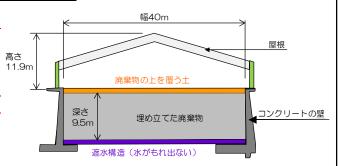
A8 エコサイクルセンターは、最終処分場を屋根とコンクリートの壁で覆うことにより、埋め立てた廃棄物の雨や風による飛散・流出、埋立作業に伴って発生する粉じんの飛散、重機の稼働に伴う騒音などによる外部への影響が出ない構造となっています。

また、最終処分場の底と側壁を水が漏れ出すことがない構造としています。特に底面部については、2重の遮水シートに加え、ベントナイトと呼ばれる粘土と土を混合した層の3重構造としており、国が定める基準(2重)以上の構造としています。

加えて、埋め立てた廃棄物の汚れを洗い流すために散水した水については、集排水管により集め、ろ過などの浄化処理を行った後、再び散水用の水として再利用しており、最終処分場から外部に水を放流することのない、周辺の水環境に影響を与えない仕組みとしています。

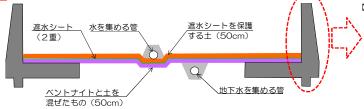
【参 考】 エコサイクルセンターの埋立処分場の構造

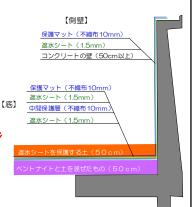
- 〇埋め立てを行う場所を<u>屋根とコンクリート</u> <u>の壁で覆っています。</u>
- 〇廃棄物がもれ出すことはなく、埋立作業に 11.9m 伴い発生する<u>粉じんの飛び散り・臭いや重 機等の騒音による周囲への影響を与えることもありません。</u>



【参 考】 エコサイクルセンターの水を外に出さない構造

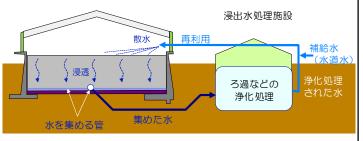
○ 埋立処分場の底と側壁を水がもれ出すことがない(遮水)構造としています。特に底は2重の遮水シートに加えて、ベントナイトと呼ばれる粘土と土を混合した厚さ50cmの層を作り、3重の遮水構造(国の基準では2重)としています。このため、水が施設外へもれ出すことはありません。





【参 考】 エコサイクルセンターの水を外に出さない仕組み

- 埋め立てた廃棄物の汚れを洗い流す(安定 化させる)ため水をかけています(散水)。
- 〇かけた水を集めて(浸出水)、ろ過などの 浄化処理を行った後、<u>再び散水用の水とし</u> て利用(循環)しており、水を施設外に放 流することはなく、周辺の水環境に影響を 与えることはありません。



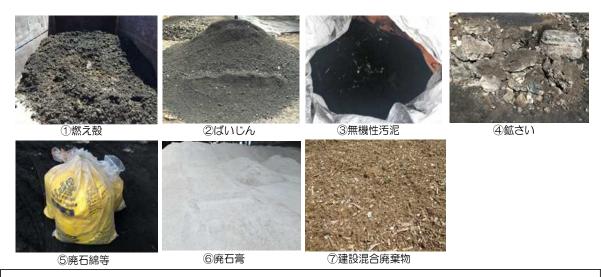
- Q9 処分場の底面部は、なぜコンクリートでなく、ベントナイトにしているのですか。
- A9 施設の基礎部分を岩にあたるまで掘削して、その上に非常に水を通しにくい性質を持っているベントナイト混合土の層を造ることで、極めて安全な遮水構造としています。
 - Q10 エコサイクルセンターでは、どのような廃棄物を受け入れているのですか。 有害なものはないのですか。
- A10 産業廃棄物は20種類に区分されますが、エコサイクルセンターでは悪臭等の原因になる腐敗物や有害物を含まない7種類の産業廃棄物を主に受け入れています。

具体的には、燃え殻、ばいじん、建設汚泥を除く無機性汚泥、鉱さい、廃石綿等、廃石膏 (廃石膏ボードから紙を取り除いたもの)、建設混合廃棄物の7品目であり、その他に、周辺 自治体の一般廃棄物を燃やした燃え殻を受け入れています。

これらの廃棄物は、<u>定期的に成分分析の結果を提示してもらい、有害な成分が含まれていないことを確認しています。(詳しくは、A11</u>をご参照ください。)

なお、「無機性汚泥」以外の廃棄物は全て乾いた状態の物です。

【参考】管理型最終処分場に埋立てられる主な7品目の廃棄物



①燃え殻、②ばいじん:事業活動に伴う建築廃材等を燃やして出た灰(ばいじんは「すす」を集めたもの)

③無機性汚泥 :ペンキの塗替え工事から出たペンキかす(砂等の研磨剤を含む)等

④鉱さい : 金属製品の製造工場から出た金属かすや型枠に使用した砂

⑤廃石綿等 : 石綿(鉱石由来の綿)等を飛散しないよう薬剤処理し二重に袋詰めしたもの

⑥廃石膏 : 家屋等の解体工事から出た石膏ボードから紙を除いたもの

⑦建設混合廃棄物 : 工事現場から出た土壁等の混じった廃棄物

Q11 決められた廃棄物以外の物が持ち込まれることはないのですか。

A11 初めてエコサイクルセンターに廃棄物を搬入する事業者には、契約締結時に、埋め立て しようとする廃棄物の成分分析をした結果書を提示していただき、有害物が含まれてい ないかどうかを確認しています。

契約後には、講習会を受けていただき、搬入時の注意事項やエコサイクルセンターの利用方法を理解していただいています。

また、廃棄物を搬入する場合には、あらかじめ予約をしていただき、決められた時間に 搬入していただくことにしています。

加えて、搬入時には、展開検査といって、産業廃棄物管理票(マニフェスト)に記載された廃棄物が適正に搬入されているかを運搬車両から荷下ろしをした状態で目視により確認するとともに、抜き打ちによる成分検査も行っています。

以上のように、適正な廃棄物処理を実施できますよう各段階において、確認をしているところです。万が一異常が認められた場合には、廃棄物の受入及び散水を中止したうえで、原因の究明を行い、適切に対応してまいります。

- Q12 平成 28 年度に発生したエコサイクルセンターの発煙事象の原因は何だったのですか。その再発防止にはどのように取り組んでいますか。
- A12 発煙事象の原因については、仁淀消防組合消防本部によると、1回目の事象(平成28年8月29日)は、前日の台風による大雨によって、破損していた雨樋から雨水が浸入し、埋立管理中の鉱さいに含有されていた「アルミニウム」、「酸化カルシウム」の一方又は両方と反応し、発熱した可能性があると推定されています。2回目の事象(平成28年9月2日)は、1回目の消火用水による同様の反応と推定されています。

この発煙事象への対策として、**専門家や消防機関等に相談のうえ取りまとめた再発防止 策を確実に実行**するとともに、雨漏りの原因となった雨樋の補修と**定期点検の実施、熱や 煙を感知するセンサーの設置**などに取り組んでいます。

エコサイクルセンターの埋立廃棄物からの発煙事象の原因

「火災原因認定書(建物火災)」【平成 29 年 7 月 18 日付け仁淀消防組合消防本部作成】から抜粋

<総合的結論>

総務省消防庁消防研究センターに依頼していた「鑑定に係る技術支援結果報告書」の送付を 受け、再調査を行い火災原因認定を「推定」として結論付ける(抜粋)。

	出火日時	出火原因
10目		埋め立て管理中の鉱さい(鋳物砂再生工程から発生)に含有の
		アルミニウムと建物内に浸入した雨水が反応し発熱した可能性と
	平成 28 年8月 29 日(月)	同含有の酸化カルシウムが浸入雨水と反応し発熱した可能性があ
	午前6時頃	り、その一方又は両方の反応熱の蓄積により、同含有のフラン樹脂
		<u>等(注1)</u> の有機物を焼(しょう)きし <u>フレコンバッグ(注2)</u> 及び <u>遮水</u>
		壁表被を焼損(注3)したものと推定する。
		平成28年8月29日発生した火災で使用した消火用水が浸潤し、
2 🗆 🗏	平成 28 年9月2日(金)	以後同様で鉱さい中の成分の反応熱の蓄積により、同含有のフラ
	午前5時 30 分頃	ン樹脂等(注1)の有機物を焼(しょう)きしフレコンバッグ(注2)を焼
		損したものと推定する。

- (注1)「フラン樹脂等」:鋳型となる鋳物砂を固めるための接着剤の原料
- (注2)「フレコンバッグ」:発熱した鉱さいを収納していた袋
- (注3)「遮水壁表被を焼損」:発熱したフレコンバッグに接触していた遮水シートを一部焼損(高さ 170cm×幅 70cm)

【参 考】 エコサイクルセンターの埋立廃棄物からの発煙事象に係る再発防止策(要旨)

(1)排出時の排出事業者の確認事項

- ○フレコンバッグ1袋当たり10L 程度の水を加えた後、1週間程度15℃以上の温度上昇が無いことを確認のうえ、搬出する。
- ○15℃以上の温度上昇が認められれば、原因を調査のうえ水を加える前の初期温度に戻るまで静置する。
- ○鋳物砂再生工程から発生した鉱さい以外の鉱さいが混入していないことを目視確認する。

(2)受入時の確認事項

- ○受入する鉱さいに発熱性を有しないことが産業廃棄物管理票(マニフェスト)に記載されていることを確認する。
- ○鋳物砂再生工程から発生した鉱さい以外の鉱さいが混入していないことを目視確認する。

(3) 埋立時の確認事項等

- ○フレコンバッグから出し、重量比50%以上の産業廃棄物の燃え殻を混合した後、十分散水。翌日に15°以上の温度上昇が無いことを確認する。
- ○15℃以上の温度上昇が認められた場合は、15℃未満になるまで監視を継続する。
- ○万一の発熱に備えて、遮水シート及びガス抜き管から1m以内への埋立ては行わない。

(4)緊急時の対応

- ○鉱さいの温度が80℃まで上昇した場合は、さらに燃え殻を混合し、分散させ4時間毎に温度を確認する。
- ○100℃前後の異常な発熱が確認された場合は、燃え殻を被せて鎮静化を図るとともに、消防機関等に連絡し指示を仰ぐ。
- Q13 発煙の原因となった鉱さいについて、同様の事象はそれまでにはなかったのですか。
- A13 県内の鉱さい排出事業者6社に調査しましたが、過去に、保管している鉱さいが発熱、 発煙した事例はないとのことでした。
 - Q14 発煙の原因となった鉱さいの処理は、現在はどうしているのですか。
- A14 平成 28 年 8 月、9 月にエコサイクルセンターで発生した埋立廃棄物からの発煙事象に対しましては、専門家や消防機関のご協力をいただきながら、約1年間かけて原因の究明と再発防止策を検討いたしました。

その再発防止策を確実に実施することを条件としまして、平成 29 年8月に発煙の原因となった鉱さいの受入を再開したところです。受入再開後は、発煙事象は発生しておりません。

Q15 発煙事象以外に、これまで事故はなかったのですか。

平成 23 年 10 月開業以来、施設におけるトラブルや事故は起こらず、長年順調に運営されてきていたところ、平成 28 年8月、9月に発生した発煙事象以外に、平成 29 年 2 月に重機により壁面の遮水シートの一部を損傷する事故(縦 10cm 弱の裂け)が発生しています。

エコサイクルセンターは、廃棄物の埋立てを行う高さを9.5メートルとしており、その埋立てを行う箇所については、四方の壁面部は2重、底面部は3重の遮水構造とすることにより、水が漏れ出すことがない構造となっています。また、その壁面部は、全てコンクリート構造物を遮水シートで覆い、その上を保護用のマットで覆った構造となっています。

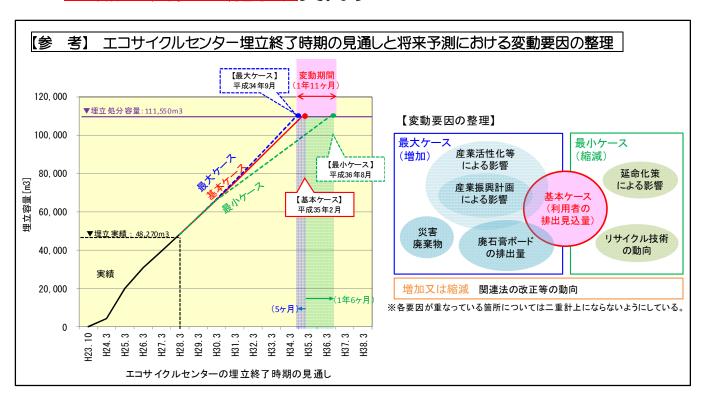
この事故は、まだ埋立てが行われていない高さの壁面に重機のバケットが接触することによって発生したものであったため、損傷部から廃棄物や水が漏れ出ることはなく、埋立てている廃棄物はもとより、周辺環境へも影響はありませんでした。

なお、損傷後の対応としては、すぐに損傷部を防水テープで塞ぎ、保護マットで覆うといった応急処置を施すとともに、同年4月には、遮水シート専門の施工業者による修復・検査を行っています。

また、<u>再発防止策としては、壁面から5メートル以内の範囲で重機作業を行う場合は、監</u> 視員を配置することとしており、安全に万全を期した上で作業を行っています。

エコサイクルセンターの埋立終了時期の見込みは何年ごろですか。 Q16

A16 本県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方が示された 「高知県における 今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想(平成29年3月策定)」(詳しく は、A18 をご参照ください。)において、エコサイクルセンターの埋立終了時期は、平成 34 年9月 から平成36年8月までの範囲と想定しています。



エコサイクルセンターの延命化をどのように進めていくのですか。 Q17

A17 「高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想」(詳し くは、A18 をご参照ください。)において、エコサイクルセンターの延命化策を検討した際には、 埋立廃棄物を少なくするための技術的、法的な制約等があることが課題とされました。 将来的に廃石膏ボードの排出量の増加が見込まれるなか、現在、県内でのリサイクル体 制は整っていない状況にあります。そのため、当面の対応として、運搬費用等のコスト面に

課題はあるものの、県外でのリサイクルも視野に入れながら、最終処分量の減少につなが

るような方法等について、検討を進めています。

新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備について

Q18 なぜ新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備が必要なのですか。

|A18|| 平成 23 年 10 月に高知県で初めての管理型産業廃棄物の最終処分場「エコサイクルセ ンター」が日高村に開業しましたが、当初の計画(20 年間)を大幅に上回るペースで廃棄物 の埋立てが進行し、計画の半分くらいの期間で満杯になることが見込まれることとなりまし た。

このため、平成28年度に有識者による検討委員会(以下「委員会」という。)の検討結果を 踏まえて、県として「高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する 基本構想」を策定しました。

この基本構想では、エコサイクルセンターが満杯になる時期を平成34年9月から平成36 年8月までの間と見通し、最終処分場は今後とも県内の経済活動を下支えするために必要 な施設であり、他県での最終処分は困難であることから、新たな施設を県内に公共関与の 手法により整備することとしています。

高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想(概要)

背 景

- ・平成23年10月、高知県内で初めての管理型産業廃棄物の最 終処分場「エコサイクルセンター」が日高村に開業しました
- ・開業以来、当初の計画(20年で満杯)を大幅に上回るペース で廃棄物の埋立てが進行し、計画の半分(10年)位で満杯に なることが見込まれることとなりました

このため、平成28年度に「高知県における今後の管理型産業 廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想」を策定しました

※基本構想では、満杯になる見通しは、平成34年9月から平成36年8月までの間 となりました

基本構想の概要

- ①県内に新たな施設を整備する必要がある
 - ○県内事業者の経済活動を下支え
 - ○不法投棄の防止○他県での最終処分は困難
- ②新たな施設は、公共関与の手法により整備を進めていく
- ③新たな施設の埋立期間は、20年間とする
- ④新たな施設の埋立容量は、17万㎡から23万㎡までの範囲とする
- ⑤新たな施設は、被覆型処分場とし、処理水は無放流とする
- ⑥候補地の選定は、コンサルタントを活用して有識者などを構成メ ンバーとする委員会により絞り込みを行う
 - ⇒ 最終決定は、地元合意を図ったうえで県が行う

※新たな施設には、医療廃棄物処理施設は併設しません

基本構想の策定

- ・ 基本構想の検討を行うにあたり、外部有識者等7名によ る委員会を立ち上げました (平成28年6月)
- ・委員会では5回の会議を開催して、公平かつ独立した立場で 検討が行われ、県へ報告書を提出していただきました (平成28年12月)

○エコサイクルセンターの埋立計画値と実績値との乖離要因の確認 ○エコサイクルセンター利用者へのアンケート調査に基づく将来予測

- 〇エコサイクルセンターの埋立終了時期の見通し
- ○今後の管理型産業廃棄物の最終処分の方向性 〇新たな施設の規模や構成 など
- ・県では、委員会からいただいたこの報告書を踏まえて基本構 想を策定しました

(平成29年3月)

※基本構想の詳細は、県環境対策課ホームページをご覧ください。 (http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030801/masterplan.html)

Q19 エコサイクルセンターの拡張や増設はできないのですか。

A19 基本構想を策定する際に設置した委員会において、現在地(エコサイクルセンター)で の拡張等の可能性について検討しました。

その中では、増設については現在の敷地内では必要な用地の確保ができないこと、嵩上げについては工事が必要となりエコサイクルセンターの延命化には間に合わないことや屋根による高さの制約を受け、重機を使用した埋立作業が困難となることなど課題があると判断されましたことから、現在地での拡張等は困難との結論に至りました。

- Q20 県内に新たな施設を整備するのではなく、県外で処分すれば良いのではないですか。
- A20 他県から産業廃棄物を持ち込んで処分することを条例や要綱などにより規制している県が多いため、現在、県内で埋立処分をしている管理型産業廃棄物全量の県外への持ち出しは難しいと考えています。

なお、高知県におきましても、「高知県産業廃棄物処理指導要綱」のなかで、県外で発生した産業廃棄物を県内に搬入して処理する場合の要件を限定的に定めています。

(高知市内は、「高知市産業廃棄物処理指導要綱」により同様に規制)

【参考】 高知県産業廃棄物処理指導要綱(抜粋)

(県外産業廃棄物処理(受託)協議)

- 第13条 高知県の区域外の事業場で発生した産業廃棄物(以下「県外産業廃棄物」という。)は、高知県の区域内(高知市の区域を除く。)においてはこれを処理(積卸しを伴わない運搬を除く。)することができない。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。
 - 一 法第15条の4の2に規定する再生利用に係る認定及び法第15条の4の3に規定する広域的処理に係る認定を環境大臣から受けた事業者等が、認定された産業廃棄物を処理する場合
 - 二 事業者等が、県外産業廃棄物処理(受託)協議書(第8号様式)を知事に提出し、知事の承認を得 た場合

- Q21 エコサイクルセンターは、当初 20 年間の埋立期間を想定していたものが 10 年 ほどで満杯になると見込まれるとのことですが、当初の見込みが甘かったので はありませんか。
- A21 エコサイクルセンターの埋立てが計画よりも2倍のペースで進んでいる理由については、 基本構想を策定する際に委員会において検証していただき、以下の4点が挙げられています。
 - ①建設工事に伴う掘削により出現した想定外の鉱さい(1.1万t)を受け入れたこと。
 - ②環境省の示す取扱い方法の変更により、**廃石膏(廃石膏ボードに付着している紙を取り除いたもの)の最終処分方法が、安定型最終処分場での埋立処分から管理型最終処分場での埋立処分に変更**されたこと。
 - ③周辺自治体がエコサイクルセンターの開業までの間に保管していた燃え殻(一般廃棄物)が搬入されたこと。
 - ④エコサイクルセンターの整備にあたって事前に埋立計画量を予測するために複数回 実施した排出事業者を対象とした意向調査は、県内に管理型最終処分場がない状況 での調査であり、排出事業者の搬入意思が明確に確認できなかったことから、当初埋立計画量の算定に十分に反映できなかったこと。

現在は、エコサイクルセンターが運営されておりますので、その実績を基に、実際の搬入者にアンケート調査を行い、その結果を受入量の見込みに反映させています。その他、産業振興計画を進めていくうえで埋め立てる廃棄物量が変動する可能性、南海トラフ地震対策を進める中で老朽住宅の除却による廃石膏ボードが増える可能性、今後の科学の進展により、現在埋め立てているものがリサイクルできる可能性なども考慮しておりますことから、新たに整備する施設の埋立期間が計画と大きく乖離することはないものと考えています。

- Q22 新たな最終処分場の整備·運営主体はどこになるのですか。
- A22 基本構想において、県内に管理型最終処分場が必要であること、管理型最終処分場の 民間での整備が極めて困難であること、県内事業者等からは公共が関与することによる 信頼性や継続性が強く望まれていること等により、県としては、新たな管理型最終処分 場も公共関与の手法により整備を進めていく方針としています。

- Q23 新たな最終処分場は、どのような施設になるのですか。
- A23 基本構想において、<u>埋立期間は20年間、埋立容量は17万m3から23万m3まで</u>とすること、また、<u>被覆型</u>として、<u>処理水は放流しない施設</u>とすることとしています。 基本的には、エコサイクルセンターと同様に、
 - ①埋立廃棄物が漏れ出すことや、粉じんの飛び散りなどによる周囲への影響がなく
 - ②埋立処分場から水が外へ出ることがない
 - 構造・設備とし、安全管理をしっかりと行います。(詳しくは、A8、A18をご参照ください。)

なお、詳細については、建設予定地が決定した後、用地測量や地質調査を行ったうえで 設計を行っていきたいと考えています。

- Q24 新たな最終処分場ではどのような廃棄物を受け入れるのですか。
- A24 新たな施設においても、エコサイクルセンターと同様に悪臭等の原因になる腐敗物や 有害物を含まない7種類(燃え殻、ばいじん、建設汚泥を除く無機性汚泥、鉱さい、廃石綿 等、廃石膏(廃石膏ボードから紙を取り除いたもの)、建設混合廃棄物)の産業廃棄物</u>を主 に受け入れることとします。

(詳しくは、**A10** をご参照ください。)

- Q25 エコサイクルセンターにある医療廃棄物処理施設は、新たな最終処分場に整備 することはないのですか。
- A25 新たな最終処分場に、医療廃棄物の処理施設を整備する計画はありません。

Q26 今後、増加が見込まれている太陽光パネルの廃棄物は受け入れ対象になるのですか。

|A26| 使用済太陽光発電設備を廃棄する場合には、環境省が示している「太陽光発電設備の リサイクル等の推進に向けたガイドライン(第一版)」(平成 28 年3月 環境省 大臣官房廃 棄物・リサイクル対策部 企画課 リサイクル推進室)に基づき、資源循環の観点から、可能 な限りリサイクル等を推進することが求められています。

使用済太陽光発電設備を構成する太陽電池モジュールは、一般的には「金属くず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、「廃プラスチック類」に該当しますが、**最終処分する場合は、その物の性状等に応じて、生活環境保全上支障が生じないよう、適正な処分方法により処理しなければなりません。**

そのため、太陽光パネルの廃棄物については、その性状等によっては管理型最終処分場において埋立処分を行う可能性はありますが、その場合でも他の廃棄物と同様に有害物が含まれていない等の受入基準を満たした安全な物のみを受け入れることとなります。

く参考>太陽電池モジュール(通称「ソーラーパネル」とも呼ばれる。)とは、複数の太陽電池を接続してガラスや樹脂、金属枠で固定したもの。鉛などの有害物を含むことがあるため、分析結果によっては遮断型最終処分場への埋め立ての対象となる場合があります。

4 新たな管理型産業廃棄物最終処分場の安全性について

<水質への影響について>

- Q27 新たな最終処分場が建設されることにより周辺の水質が悪化する心配はありませんか。
- A27 新たな施設については、エコサイクルセンターと同様に、以下のとおり配慮し、安全・安心な施設として整備するとともに、しっかりと維持管理を行ってまいります。
 - ①<u>埋立処分場を屋根や壁で覆うことにより、</u>埋め立てた廃棄物が外に漏れ出したり、粉じんの飛び散りによる**周囲への影響を防ぎます。**(詳しくは、**A8** をご参照ください。)
 - ②<u>埋立処分場を遮水シート等によって囲うとともに、埋め立てた廃棄物の汚れを洗い流すために散水することに伴い最終処分場から出てくる水を浄化処理した後、埋立処分場内への散水用に循環利用することにより、汚水を外に出さない構造とします。(詳しくは、A8 をご参照ください。)</u>
 - ③埋立処分場の下を流れる**地下水の水質の状態を常時確認**するほか、定期的に地下水観 測用に設けた**井戸の水質検査を行います。**
 - ④搬入される**廃棄物の成分分析を定期的に行い、有害物を含まないことを確認**します。
 - Q28 埋め立てた廃棄物はずっと残りますが、遮水シートの耐久性は大丈夫ですか。
- A28 新たな施設の埋立期間は約20年間の計画としており、埋立終了後、施設を廃止するまでの間は、引き続き埋立中と同様に散水し、地下水や井戸の水質検査を行うなど管理していく必要があり、埋立処分場の内部から、汚水やガスが出ない状態になっていることが2年以上確認された後、施設を廃止することができるようになります。

施設廃止後は、汚水は出なくなっていますので、遮水する必要は無くなりますが、遮水 シートはそのまま残しておきます。

遮水シートの耐久性は、**施設の維持管理期間よりも長く、50年以上の耐久性が認められ**ています。

なお、計画している施設は、屋根付きの処分場であることに加えて、遮水シートの表面には保護用の不織布を配置するため、太陽光線による紫外線の影響も防ぐことができますので、その耐用年数はさらに長くなるものと考えています。

〈参考〉遮水シートの耐久性について

- 「少なくとも、評価試験においては、太陽光線、熱、オゾン、酸、アルカリに対して 50 年以上の耐久性を有していることが認められる」(H15.10.27 福岡高裁「建設工事差止請求控訴事件」)。
- 最終処分場から採取した遮水シートサンプル(6自治体 66 検体・敷設から5~27 年が経過)では、いずれも遮水機能を満足していた(国際ジオシンセティックス学会日本支部編集「廃棄物処分場における遮水シートの耐久性評価ハンドブック」)。

- Q29 地下水や河川が汚染されていないことをどのように確認するのですか。 万が一、汚染がわかった場合はどのように対応するのですか。
- A29 最終処分場の底面部の下部を流れる地下水の水質を常時監視するとともに、定期的に地下水観測用に設けた井戸の水質検査を行います。また、周辺の河川は地元のご意見も伺いながら、必要な箇所での水質検査を行うこととします。

異常が見られた場合には、直ちに最終処分場への散水を止め、速やかに原因を調査します。

万々が一、処分場から漏水が生じていた場合であっても、<u>散水を止めることにより、新</u>たに水が入ることはなくなるため、漏水が続くということはありません。

- Q30 地下水や井戸水、河川などの水質の確認はいつまで行うのですか。
- A30 管理型最終処分場は、散水に伴い廃棄物に付着していた汚れ等が水により洗い流されることにより発生する汚水や廃棄物の分解に伴い発生するガス等の状態について、埋立が終了した後も監視を継続して行い、廃棄物から汚水やガスが出ない状態、いわゆる安定化している状態が2年間以上続いていることを確認するまでの間は、管理をしていかなければならないとされています。こうした状態が確認されるまで適正に管理を行ってまいります。

なお、こうした状態が2年間以上続いていることが確認された後に施設を廃止することができるようになっています。施設の廃止後については、仮に水が漏れ出たとしても汚水ではないため、周辺の水質が悪化する心配はありません。

<悪臭、粉じん、ガス等の影響について>

Q31 悪臭や粉じん等の公害の発生はないのですか。

(RA31) 埋立廃棄物の鉱さい、燃え殻及び廃石膏(廃石膏ボードから紙を取り除いたもの)等は、 腐敗物を含まないため、臭いはなく、害虫が発生することもありません。さらに、最終処分 場は屋根で覆われているため、臭いや粉じんが発生したとしても周囲に拡散することは ありません。なお、埋立作業は、作業環境を適正に確保するために周囲に水をかけながら 行います。

万が一、最終処分場の周辺において、生活環境の保全上支障となるような粉じん、悪臭、 騒音及び振動等が確認されれば、発生源を確認し、原因を除去する対応を行うこととし ます。なお、エコサイクルセンターでは、これまでにそうした事態は発生していません。

Q32 廃石膏ボードから有害なガスが出ることはないのですか。

| A32 | 過去には、県外の屋根付きでない安定型最終処分場において埋め立てていた廃石膏 ボードから硫化水素ガスが発生した事例がありました。

廃石膏ボード及び廃石膏(廃石膏ボードに付着している紙を取り除いたもの)は、空気が少ない地中において、水分や栄養分が供給され、特殊な細菌が存在するなどいくつかの条件が重なった際に、硫化水素ガスを発生させる恐れがあります。

このため、国において廃石膏の埋立の取扱いが変更され、それまでの安定型最終処分場への埋め立てから、管理型最終処分場に埋め立てることとなったという経緯があります。

新たな管理型最終処分場は、埋立処分場の内部に空気を通す管を配置し、屋根を付けて雨水が入らない構造とする計画であることから、硫化水素ガスが発生する心配はありません。なお、エコサイクルセンターでは、平成23年10月の開業以来、硫化水素ガスの発生はありません。

Q33 廃石綿等はずっと埋まったままになりますが、心配はないのですか。

A33 石綿(アスベスト)は天然に産するものであり、丈夫で変化しにくい特徴があることから、 埋まったままであれば安全であり、心配することはありません。

空気中に飛んでいる石綿を人間が吸い込み、肺に入ることによって、健康被害が発生する原因となりますので、解体現場においては、作業時に廃石綿等を飛散させないよう、薬液により湿潤させたうえで二重の袋に梱包して最終処分場に運搬し、埋め立てています。

【参 考】 二重梱包された廃石綿等



<搬入物の管理について>

Q34 危ないものが持ち込まれる恐れはないのですか。また、運搬車両にシートをかけて、有害物を隠して持ち込んでくる恐れはないのですか。

A34 エコサイクルセンターでは、埋め立てる廃棄物は、定期的な成分分析により、有害物を含まないことを確認しています。また、最終処分場で荷下ろしをする際には、運搬車両の積荷の中に指定された廃棄物以外のものが混入していないか、廃棄物に異常が無いかなどを確認しています。(詳しくは、A11をご参照ください。)

さらに、持ち込まれた廃棄物の中から<u>任意に抜き取り検査を行い、有害な成分が含まれていないかどうかを確認</u>しています。

なお、シートは運搬中に運搬車両から廃棄物が飛散しないようにするためにかけているものです。

【参 考】 運搬車両の例



25t 積車(実際の積載量は、10~14t 程度です)



3t 積車

<自然災害の影響について>

- Q35 新たな最終処分場を整備する際には、広い面積を造成することになりますが、 大雨が降った時の増水は心配ないのですか。
- A35 候補地の選定過程においては、流域面積が広く水が集まりやすい場所を避けるため、 第2次スクリーニングの評価項目に「常時水流のある谷」を設定し、これに該当する箇所 を調査対象地から除外しています。

また、施設整備に伴う雨水の処理につきましては、**建設予定地を決定してから行う設計** の段階で、しっかりと検討して雨水排水などの問題が生じないように対応してまいります。

なお、林地を開発する場合は、森林法に基づく開発許可を受ける必要があり、その許可 基準において「開発行為により、下流地域において水害を発生させる恐れがないこと」が 条件とされています。

- Q36 南海トラフ地震が来たら施設に被害が出て、汚水が漏れ出してくるのではないで すか。
- A36 3箇所の最終候補地において想定されている最大クラスの地震震度(L2)は震度6弱~6強とされていますので、そのような地震が発生した際にも施設が損壊して汚水が漏れ出すことがないよう、想定される震度を上回る地震にも耐え得る十分な耐震性をもたせた構造としてまいります。

なお、新たに計画している最終処分場は屋根付きとしていますので、万々が一、遮水シートが破損したとしても、最終処分場への散水を中止することにより、最終処分場内に新たに水が入っていくことは無くなるため、漏水が続くということはありません。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災後、耐震設計の見直しが行われ、震度6以上の地震に対して周辺環境や地域住民の生命、生活に影響が及ぶような被害が生じないよう十分な耐震性能を備えるよう基準が定められました。現在のエコサイクルセンターはこうした考えにより十分な耐震設計が行われています。

- 〈参考〉平成30年2月に県が公表した新たな管理型最終処分場の最終候補地3箇所の最大震度(最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震により推計したもので、その発生頻度は極めて低いもの)
 - ○須崎市神田地区:最大震度6弱
 - ○香南市香我美町上分地区:最大震度6強
 - ○佐川町加茂地区:最大震度6弱

- Q37 大きな地震などで配管のジョイント部分が外れたりするような心配はないのですか。
- A37 平成 28 年4月に発生した熊本地震の際には、焼却施設の配管のジョイント部分が大きな影響を受けて廃棄物の処理に支障が出た事例があったことから、新たな施設については、そういった部分も含めて、想定される震度を上回る地震にも耐え得るようしっかりと対応してまいります。

なお、新たに計画している最終処分場は屋根付きとしていますので、万々が一、配管に不具合が生じたとしても、最終処分場への散水を中止することにより、最終処分場内に新たに水が入っていくことは無くなるため、漏水が続くというような状況にはなりません。

くその他>

- Q38 建設工事に伴う工事車両や、施設完成後に最終処分場への搬入車両が集落内を 通行することにより、周辺の住民生活に影響が出るのではないですか。
- A38 建設工事中は、搬出する土砂量を極力抑える工夫をした作業計画を立案するなどして、 交通量の抑制に努めてまいります。工事関係車両は、通学時間帯を避けて通行させるように努めるとともに、通行の際は、徐行運転の励行(看板等の設置)や交通誘導員による 安全誘導等を行い、地域の皆様の通行に支障が出ないよう、安全の確保を図ってまいり ます。

また、現在のエコサイクルセンターに産業廃棄物を搬入してくる運搬車両は、1日平均で8台程度であり、10t車両が中心となっています。搬入車両が短時間に集中しないよう事前予約制としており、走行ルートも地元の意向に配慮して指定を行い、運転手には集落や学校などの付近を通行する際には、徐行運転を行うなど、交通安全の徹底を呼びかけています。

新たな施設への搬入車両についても、現状と同程度になるものと見込んでおり、同様の対応を行ってまいります。

なお、工事中や施設完成後の道路整備の具体策については、建設予定地の決定後、地元の皆様のご意見もお伺いしながら検討していきたいと考えています。

Q39 園芸作物などに関する風評被害が心配ですが。

- A39 新たな施設については、エコサイクルセンターと同様に、以下のとおり配慮し、安全・安心な施設として整備するとともに、しっかりと維持管理を行ってまいります。
 - ①<u>埋立処分場を屋根や壁で覆うことにより、</u>埋め立てた廃棄物が外に漏れ出したり、粉じんの飛び散りによる<u>周囲への影響を防ぎます。(詳しくは、</u>A8 をご参照ください。)
 - ②<u>埋立処分場を遮水シート等によって囲うとともに、埋め立てた廃棄物の汚れを洗い流すために散水することに伴い最終処分場から出てくる水を浄化処理した後、埋立処分場内への散水用に循環利用することにより、汚水を外に出さない構造とします。(詳しくは、A8 をご参照ください。)</u>
 - ③埋立処分場の下を流れる**地下水の水質の状態を常時確認**するほか、定期的に地下水観測用に設けた**井戸の水質検査を行います。**
 - ④搬入される**廃棄物の成分分析を定期的に行い、有害物を含まないことを確認**します。

また、新たな施設が以上のように安全・安心な施設であることを、広報などを通じて、県 民の皆様に周知してまいります。

なお、エコサイクルセンターが平成 23 年 10 月に開業してから現在までの間において、周辺の日高村やいの町の農産物等に関して、風評被害があったということは聞いておりません。

5 管理型産業廃棄物最終処分場の埋立て終了後について

- Q40 埋立てが終わったら施設の管理はどうなるのですか。
- A40 廃棄物の埋立が終了した後も監視を継続して行い、国が示す施設の廃止基準(廃棄物から汚水やガスが出ないこと等)の状態が2年間以上続いていることを確認し廃止するまでの間は、埋立期間と同様の管理を行います。

廃止後についても最終処分場の跡地として台帳を作成して、適正に管理を行ってまいります。

Q41 埋め立てた廃棄物はどうなるのですか。そのままの状態で残り続けるのですか。

A41 管理型最終処分場は、散水に伴い廃棄物に付着していた汚れ等が水により洗い流されることにより発生する汚水や廃棄物の分解に伴い発生するガス等の状態について、埋立が終了した後も監視を継続して行い、廃棄物から汚水やガスが出ない状態、いわゆる安定化している状態が2年間以上続いていることを確認するまでの間は、管理をしていかなければならないとされています。

こうした状態が確認されると、最終的には廃棄物から汚水が出なくなり、その最終処分場は 廃止することができるようになります。廃止後は、最終処分場の跡地として、台帳を作成して 管理してまいりますし、跡地を地域で有効に活用することもできます。

- Q42 施設が廃止された後、安全ということになれば、後は放置しておくのですか。
- A42 施設の廃止後については、仮に水が漏れ出たとしても汚水ではないため、周辺の水質が悪化する心配はありません。

施設の埋立て終了後の跡地については、地元の皆様の意向をお伺いして、地域のために活用できるようにしていきたいと考えています。

廃止した処分場の管理の具体的な方法については、跡地の利用と併せて考えていくことになりますが、その土地及び処分場施設については適切に管理をしていかなければならないと考えています。

また、県においては、法令に基づき、当該区域を廃棄物が地下にある土地として、区域 指定して台帳を調製したうえで、適正に管理を行ってまいります。

Q43 地下水や井戸水、河川などの水質の確認はいつまで行うのですか。【Q30 再掲】

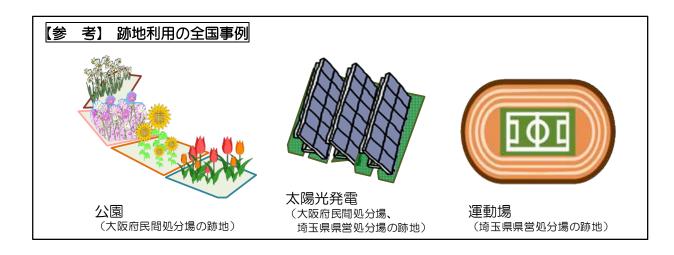
A43 管理型最終処分場は、散水に伴い廃棄物に付着していた汚れ等が水により洗い流されることにより発生する汚水や廃棄物の分解に伴い発生するガス等の状態について、埋立が終了した後も監視を継続して行い、廃棄物から汚水やガスが出ない状態、いわゆる安定化している状態が2年間以上続いていることを確認するまでの間は、管理をしていかなければならないとされています。こうした状態が確認されるまで適正に管理を行ってまいります。

なお、こうした状態が2年間以上続いていることが確認された後に施設を廃止することができるようになっています。施設の廃止後については、仮に水が漏れ出たとしても汚水ではないため、周辺の水質が悪化する心配はありません。

Q44 施設廃止後の跡地はどのように利用されるのですか。

A44 全国的には、埋立が終了して廃止された最終処分場の跡地は公園やグラウンドなどに利用されているケースが多いようです。

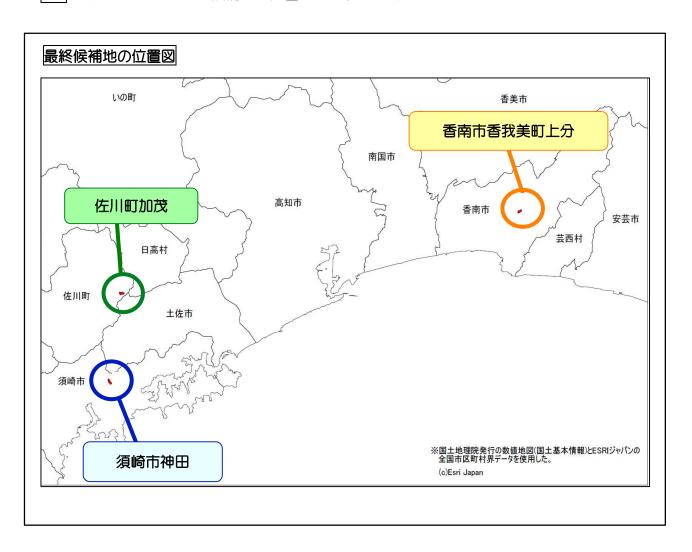
具体的な跡地の利用方法については、地元の皆様のご意見を伺ったうえで、将来どのように利活用していけば良いのか検討していきたいと考えています。



6 候補地の選定について

Q45 最終候補地の3箇所の具体的な場所はどこですか。

A45 次のページにかけて候補地の位置図をお示ししています。





Q46 最終候補地はどのように選定したのですか。

A46 県では、平成29年6月に有識者等による候補地選定委員会を設置し、新たな管理型最終処分場の整備に適した候補地の選定を行いました。

委員会において、まず、県中央部からの産業廃棄物の発生量が多い状況にあることから、 **高知市中心部から自動車で概ね1時間圏内という範囲**の中から、除外区域(①最終処分場の 建設が基本的に困難な法規制等の区域(国立・国定公園等)、②防災の観点による区域(地 すべり防止区域等)及び③土地利用の観点の区域(用途地域等))を除いたエリアから候補 地の選定を行うこととされました。

その後、段階的に防災の観点(土砂災害危険箇所、地すべり危険地区等)や、周辺への影響の観点(建物の立地状況、保育所・学校・病院等の立地状況、水道水源の状況、景観計画区域等)等の33項目について、客観的、科学的な評価基準を設けて、土地の絞り込みを行ったうえで、平成30年2月1日に開催した第6回委員会において、災害発生の可能性及び地域住民の生活や環境に影響を及ぼす可能性が著しく低く、廃棄物運搬の利便性が高い、新たな施設の整備に適した土地として、3箇所の候補地(須崎市神田地区、香南市香我美町上分地区、佐川町加茂地区)が選定されました。

【参考】 新たな管理型最終処分場候補地選定委員会における候補地選定の流れ <候補地の絞り込みの経緯> <候補地を絞り込むための項目> 高知県全域(第1回委員会: H29/6/13) ●処分場の建設が基本的に困難な法規制区域等を除外 · 森林法(国有林·保安林)等 ●防災の観点による区域を除外 ・地すべり防止区域等 ●高知市中心部から自動車で概ね1時間圏域 等 選定エリア (第2回委員会:7/26) [1次スクリーニング項目] ●敷地面積 5.5ha 以上 ●幹線道路から 2.0km 以内 ●地形的条件 等 1次調査対象地(第3回委員会:9/6) 【抽出 104 箇所 + 公募 1 箇所 (第 4 回委員会で決定)】※市町村名及び大字を公表 [2次スクリーニング項目] ●常時水流のある谷 ●土砂災害危険箇所 ●景観計画区域 等 2次調査対象地 (第4回委員会:10/27) 【27 箇所】※11 市町村 27 箇所のみを公表(市町村名及び大字は非公表) [3次スクリーニング項目] ●地形判読(表層地質や土砂災害の危険度等) ●保育園、幼稚園、学校、病院、診療所の立地状況(距離) ●建物(人家)の立地状況(距離) 等 3次調査対象地 (第5回委員会:12/6) 【11 箇所】※4自治体 11 箇所のみを公表(市町村名及び大字は非公表) [4次スクリーニング項目] ●現地踏査(地形・地質、植生、土地利用等) ●航空レーザ計測による地形判読、概略施設設計案 等 最終候補地 (第6回委員会: H30/2/1) 【3箇所(須崎市神田、香南市香我美町上分、佐川町加茂)】 ※第6回委員会終了後の同日に、非公開とされた審議も含めた第1回から第6回委員会までに

使用した資料及び図面等についても、全面的に公開し、選定の過程等についても詳細に説明

- Q47 新たな最終処分場は、産業廃棄物の排出量が多い市町村に整備すればよいのでは ないですか。
- A47 本県においては、県中央部からの産業廃棄物の発生量が多い状況にあることから、候補地選定委員会において、まず、高知市中心部から自動車で概ね1時間圏内という範囲の中から、除外区域(①最終処分場の建設が基本的に困難な法規制等の区域(国立・国定公園等)、②防災の観点による区域(地すべり防止区域等)及び③土地利用の観点の区域(用途地域等))を除いたエリアから候補地の選定が行われました。

その後、段階的に防災の観点(土砂災害危険箇所、地すべり危険地区等)や、周辺への影響の観点(建物の立地状況、保育所・学校・病院等の立地状況、水道水源の状況、景観計画区域等)等の33項目について、客観的、科学的な評価基準を設けて、土地の絞り込みを行ったうえで、最終的に、災害発生の可能性及び地域住民の生活や環境に影響を及ぼす可能性が著しく低く、廃棄物運搬の利便性が高い、新たな施設の整備に適した土地として、3箇所の候補地が選定されました。

- Q48 最終候補地は、公募のあった4箇所の中から選べば良かったのではないですか。
- | A48| 候補地の選定に当たっては、<u>有識者で構成する候補地選定委員会において、33の評価</u> | 項目について科学的、客観的に評価していただきました。

公募による箇所であっても、災害発生の可能性や、地域住民の生活や環境に及ぼす影響、 廃棄物運搬の利便性などを適正に評価しなければならないという点については、候補地選 定委員会において抽出した 104 箇所と同じですし、これらをクリアーしていなければ地域住 民の皆様のご理解を得られないものと考えます。

このため、応募があった箇所についても委員会における抽出による箇所と同じ 33 の評価項目について同じ基準により評価を行いました。ただし、応募は全て土地所有者からであったため、土地の利用状況に関する基準(複数の建築物が確認できる土地、及び複数の園芸施設やプラント施設等が確認され、既に事業用地として利用されていることが明らかな土地を除外する)については評価を行いませんでした。

- Q49 最終候補地の流域面積はどのくらいですか。また、現在どれくらいの水量の水が 流れているのですか。
- [A49] 5月中旬から、3箇所の最終候補地の地権者の皆様のご了解をいただけた範囲内において、順次現地調査を実施させていただいているところです。7月末までには、調査を終了する予定ですので、この調査の中で、流域面積や水の流れなどについても確認してまいります。

Q50 候補地の選定には、住民を参加させるべきではなかったですか。 最終候補地として選定するまでに、 その地元にはあらかじめ説明をするべきではなかったですか。

A50 最終候補地に選定されたことを、多くの方が新聞やテレビで初めてお知りになり驚かれたことと存じます。

候補地選定委員会において、一次調査対象地として抽出した104箇所及び応募のあった4箇所の市町村名と大字名を公表して以降、絞り込みの過程を公表しなかった理由は、候補地選定の途中経過を公表することにより、選定の対象となっている箇所が推測され、候補地選定の審議や用地取得に支障をきたす恐れがあると考えたことによるものです。やむを得ず非公開とさせていただいたことについて、ご理解いただきますようお願いします。

また、候補地は、候補地選定委員会を設置して「高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想」に基づき、公平かつ独立した立場から選定していただいたものです。

3箇所の最終候補地の選定後、これまでに首長、議会及び住民の皆様に、最終処分場の必要性や安全性、候補地選定の過程などについてご説明させていただいてまいりました。

今後も、住民の皆様にご理解をいただけますよう、引き続き丁寧に説明を重ねてまいります。

- Q51 エコサイクルセンターの建設の際、日高村を二分した大騒動になったが、 その経験を生かすべきではないのですか。
- A51 このたびの候補地選定に当たっては、エコサイクルセンターの建設時の経過も踏まえ、 災害発生の可能性や、地域住民の生活や環境に影響を及ぼす可能性、廃棄物運搬の利便 性などの評価項目について、有識者で構成する候補地選定委員会において客観的、科学 的な評価基準を設けて絞り込みを行っていただいたところです。

また、透明性のあるプロセスにより選定を行い、そのことを県民の皆様にご理解いただく必要があることから、関係資料を全面的に公開したところです。

今後についても説明会等を通じ、今回の候補地選定が透明性のあるプロセスで客観的、 科学的に行われたことについてご理解いただけるよう丁寧な説明を重ねてまいります。 Q52 住民説明会は何回くらい開催するのですか。

A52 新たな施設の整備に当たりましては、地元の皆様のご理解が重要でありますことから、 県としましては、最終処分場の必要性や施設の構造、安全性などについて、より多くの皆様 に正確な情報をお伝えすることが必要であると考えています。

このため、説明を重ねる中で、よりわかりやすい説明となるよう工夫しながら、また、説明会の開催方法や回数についても、ご要望も踏まえつつ対応していくなど、柔軟に取り組んでいきたいと考えています。

説明会に限らず、最終処分場に対して不安に思われることやご疑問な点などがありましたら、是非お聞かせいただき、皆さんに対してしっかりとお答えしたいと考えています。

Q53 説明会に参加できていない人に対しても、説明内容をお知らせする手立てを 考えるべきではないですか。

(ホームページに掲載しただけでは見ることができない人もいます。)

A53 新たな施設の整備に当たりましては、地元の皆様のご理解が重要でありますことから、最終処分場の必要性や施設の安全性などについて、より多くの皆様に正確な情報をお伝えすることが必要であると考えています。

このため、引き続き住民の皆様に説明させていただく機会を設けたいと考えておりますが、説明会にご参加いただけない方もおられると思いますので、見学会や説明会のご案内の折などの機会をとらえて、説明資料を皆様に配付させていただくなど、より多くの方々にお知らせできるよう努めてまいります。

7 建設予定地1箇所の絞り込みについて

Q54 住民説明会の後は、どのように進めていくのですか。

A54 新たな施設の整備について地元の皆様のご理解をいただくことができますよう、丁寧 な説明を重ねさせていただきたいと考えています。あわせまして、最終候補地となりました 3 箇所の地権者の皆様のご了解をいただけた範囲内において、詳細な現地調査を行っており、科学的に最適な場所を検討してまいります。

最終的には、現地調査の結果や各候補地の所在する自治体の首長、議会、住民の皆様の 受け止めなどを総合的に検討し、県議会のご意見を踏まえて、建設予定地を1箇所に絞り込んでいきたいと考えています。

Q55 地元合意についてはどのように考えているのですか。

A55 5月中旬から、3箇所の最終候補地の地権者の皆様のご了解をいただけた範囲内において、現地に入り、地表の地質調査や地下水の流動調査、既存道路など周辺状況の確認などの調査を進めているところです。

また、最終処分場の必要性や施設の安全性などについて、より多くの皆様に正確な情報をお伝えすることが重要であることから、住民説明会やエコサイクルセンターの見学会を順次開催してきました。

今後、この現地調査の結果や、各候補地の所在する地元の首長、議会、住民の皆様の受け 止めなどを総合的に検討し、県議会のご意見も踏まえて、建設予定地を1カ所に絞り込んで いきたいと考えており、地元合意の判断のあり方については、こうした過程も踏まえて考え ていきたいと考えています。 Q56 最終候補地3箇所の中から建設予定地として1箇所が決定した場合、残る2箇所は次の施設の候補地として残っていくのですか。

A56 最終候補地の3箇所は、現時点において、最終処分場の整備に適した土地として選定したものです。

新たな施設の埋立期間は約20年間の計画としており、その次の施設の整備についての検討が必要になるまでには、相当の時間があることから、その間に社会的な条件や土地利用の状況などが変化することも想定されるところです。このため、その次の施設整備をする際には、今回、建設予定地とならない2箇所が、そのままその次の候補になるということはなく、改めて候補地の選定を一から行うことになるものと考えています。

【参考】

最終候補地として選定された土地の特徴

【】は、スクリーニングの次数

①災害発生の可能性が低い土地

- 【1次】・土地(谷筋)の勾配(傾斜)は14%以下
- 【2次】・常時水流のある谷 ・土砂災害危険箇所 ・山地災害危険地区 ・地すべり危険地区
- 【3次】•地形判読
- 【4次】・現地踏査(地形・地質、土地利用、既存道路など) ・航空レーザ計測による地形判読

②地域住民の生活に影響を及ぼす可能性が低い土地

- 【1次】・複数の建物が確認できる土地や既に事業用地として利用されていることが明らかな土地
- 【3次】・建物の立地状況 ・保育所、学校、病院等の立地状況 ・神社、仏閣、文化財の位置 ・水道水源の状況
- 【4次】・現地踏査(地形・地質、土地利用、既存道路など)

③環境に影響を及ぼす可能性が低い土地

- 【2次】·重要文化的景観の重要構成要素 ·四万十川条例(重点地域) ·景観計画区域
- 【3次】・希少野生動植物の生息地
- 【4次】・現地踏査(地形・地質、土地利用、既存道路など)

④廃棄物運搬の利便性が高い土地

- 【1次】・幹線道路から2kmの範囲内 ・土地(谷筋)の勾配(傾斜)は14%以下
- 【3次】・県庁から調査対象地の最寄りの幹線道路までの距離
- 【4次】・現地踏査(地形・地質、土地利用、既存道路など)

⑤その他(施設建設の容易性・経済性に優れた土地)

- 【1次】・敷地面積が5.5ha以上
- 【2次】•都市公園 •宅地造成工事規制区域 •地域森林計画対象民有林
- 【4次】・現地踏査(地形・地質、土地利用、既存道路など) ・概略施設計画案 ・概算事業費

結果として最終候補地となった3箇所は、災害の発生の可能性や地域住民の生活や環境に影響を及ぼす可能性が著しく低く、廃棄物運搬の利便性が高い、新たな施設の整備に適した土地であると考えられます。

8 新たな最終処分場の施設建設について

- Q57 施設の建設に要する期間はどのくらい必要ですか。
- A57 エコサイクルセンターの建設期間を参考にしますと、少なくとも着工から2年半ほどは必要になるのではないかと考えています。また、その前段階では設計や測量、用地買収等の期間が必要です。
 - Q58 建設用地の取得や進入道路の確保はどのように進めていくのですか。
- A58 新たな施設の整備に向けて、まずは3箇所の最終候補地の地元の皆様のご理解をいただくことができるよう説明を重ねさせていただくことが大事だと考えています。

今後、現地調査の結果に基づき、科学的に最適な場所を検討したうえで、各候補地の所在する自治体の首長、議会、住民の皆様の受け止めなどを総合的に検討し、県議会のご意見を踏まえて、1箇所の建設予定地を絞り込んでいきたいと考えています。

用地取得については、建設予定地が決まった後、用地測量等の調査や施設の設計を行い、必要な敷地の範囲を決定し、土地所有者の皆様に用地の売却をお願いすることになります。また、進入路についても、地形の測量や地質調査を行った後、設計の段階で周辺地域の土地利用なども考慮して検討することになります。

- Q59 新たな最終処分場の整備に関する事業費はどのくらいを見込んでいるのですか。
- A59 新たな管理型最終処分場に関する事業費については、建設予定地決定後に行う設計等により施設設置に必要な用地補償費、建設費等を算出していくことになりますので、現時点では未定です。

なお、日高村に設置していますエコサイクルセンター(平成 23 年9月竣工)の整備に要した総事業費は約 43.7 億円となっています。

9 その他

- Q60 新たな最終処分場が整備される地元へのメリットはどのようなことが考えられるのですか。
- A60 施設の操業中においては、地域の皆様に環境学習の機会を提供させていただくとともに、施設の会議室を集会スペースとしてご利用いただくことが可能です。また、施設の敷地内には、まとまった広さのオープンスペースができますので、多目的にご利用していただくことも可能となります。

施設の埋め立て終了後の跡地については、地元の皆様のご意向を踏まえて、地域のために活用できるようにしていきたいと考えています。

さらに、管理型最終処分場は、県が進めている産業振興や経済の活性化のために県内に必要不可欠な施設であることから、これを受け入れていただく地元にも施設の建設が何らかの形で地域の振興につながるよう考えていくことが大事であると認識していますので、そうしたことも今後検討していく必要があると考えています。

- Q61 最終処分場を受け入れることになれば、これから先、その場所に住み続けることを不安に思う人も出てくるのではないですか。
- A61 新たな施設は、エコサイクルセンターと同様に、以下のとおり、安全・安心な施設として整備するとともに、しっかりと維持管理を行い、皆様にご心配をおかけしないようにしてまいります。
 - ①<u>埋立処分場を屋根や壁で覆うことにより、</u>埋め立てた廃棄物が外に漏れ出したり、粉じんの飛び散りによる**周囲への影響を防ぎます。**(詳しくは、**A8** をご参照ください。)
 - ②埋立処分場を遮水シート等によって囲うとともに、埋め立てた廃棄物の汚れを洗い流すために散水することに伴い最終処分場から出てくる水を浄化処理した後、埋立処分場内への散水用に循環利用することにより、汚水を外に出さない構造とします。(詳しくは、188をご参照ください。)
 - ③埋立処分場の下を流れる**地下水の水質の状態を常時確認**するほか、定期的に地下水観 測用に設けた**井戸の水質検査を行います。**
 - ④搬入される**廃棄物の成分分析を定期的に行い、有害物を含まないことを確認**します。

また、施設完成後の廃棄物運搬車両の通行による影響についても、極力少なくするような対策(例えば、道路の拡張、歩道の分離等)を検討してまいります。その他の生活環境についても、住民生活に支障が生じないよう、必要な対策をしっかりと行ってまいります。